

(仮称) 街なか広場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、福島都心中央土地区画整理事業用地である（仮称）街なか広場（以下「広場」という。）を使用する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 広場は、中心市街地のにぎわいや活性化に資する内容のイベント等に使用するものとする。ただし、公的使用等、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- 2 広場の使用は、福島市及び福島市関連事業が優先される。
- 3 次の各号に記載する事項に該当するものは使用できない。
 - (1) 政治的活動及び宗教的活動での使用
 - (2) 営利目的での使用
 - (3) 集会のみでの使用
 - (4) 公の秩序を乱す、又は善良の風俗を害する使用

(使用の許可及び使用手続き)

第3条 広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 広場の使用許可を受けようとする者は、使用する日の3ヵ月前の1日より21日前までに使用目的及び内容、使用期間、使用箇所等を書面をもって協議し、その後使用する日の14日前までに市長の指示する事項を記載した広場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、申請を許可した場合には、広場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 市長は、許可に際し、広場の管理上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付することができる。
- 5 広場の使用期間は、4日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを超えて使用することができる。

(使用料)

第4条 使用者は、福島市行政財産使用料条例（昭和39年条例第36号。以下「条例」という。）第2条に基づき算出した、次項に定める使用料を使用日前にその全額を納付しなければならない。

- 2 1日につき使用しようとする広場面積1平方メートル当たり10円を乗じた金額。
- 3 前項の規定により納付した使用料は返還しない。ただし、第6条第1項第1号及び第5号により使用の許可が取り消された場合においては、この限りでない。

(使用料の減免等)

第5条 条例第4条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、広場使用料減免申請書(様式第3号)を使用許可申請時に市長に提出しなければならない。

- 2 使用料減免の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 公用に供する場合
 - (2) 公共用に供する場合
 - (3) 公益事業に供する場合
 - (4) 一時的使用の場合

(使用の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の条件の変更もしくは、使用の停止、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
 - (2) 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (4) 施設を滅失し、またはき損するおそれがあるとき。
 - (5) 災害その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (6) 次条各号の遵守事項に違反したとき。
 - (7) 使用許可を又貸ししたとき。
- 2 前項の規定による取消し等により、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責めを負わない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示しないこと。
- (3) ごみ、その他の汚物を捨てる等不衛生な行為をしないこと。
- (4) 危険物等を持ち込まないこと。
- (5) 騒音により周辺的生活環境を損なわないこと。
- (6) 広場の使用時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第8条 施設をき損した者は市長の指示するところにより、その損害を賠償し、原状に回復しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 3 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 5 この要綱は、平成15年9月4日から施行する。

附 則

- 6 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 7 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 8 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 9 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 10 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 11 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 12 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 13 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

- 14 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

15 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。